犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成28年12月15日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成26年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成28年12月15日
３　終了決定をした理由　資格裁定を受けた全ての者に対して被害回復給付金の特別支給等を行った結果、当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達したため。
４　この公告に関する問い合わせ先
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　犯罪被害者担当
電話番号　078―367―6078（直通）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する神戸地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成28年12月15日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第４号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成27年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成28年12月15日
３　終了決定をした理由　特別支給手続において，支給の申請がなかったため。
４　この公告に関する問い合わせ先
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　犯罪被害者担当
電話番号　078―367―6078（直通）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する神戸地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７２８５号
福岡県太宰府市白川２番10号
申立人　社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会
本籍福岡県八女市立花町谷川700番地１、最後の住所福岡県太宰府市五条２丁目15番15号、死亡の場所福岡県太宰府市、死亡年月日平成27年12月21日、出生の場所福岡県八女郡立花町、出生年月日大正14年３月24日、職業無職
被相続人　亡　谷川トクヱ
事務所福岡市中央区舞鶴３丁目６番23―305号
相続財産管理人　司法書士　野中　哲郎
福岡家庭裁判所

平成２８年（家）第７３９９号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍福岡県田川市大字伊田2721番地、最後の住所福岡県大野城市下大利５丁目７番９―507号　アンピール大野城、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日平成28年３月28日、出生の場所福岡県田川市、出生年月日昭和27年２月19日、職業不詳
被相続人　亡　須々木眞次
事務所福岡市中央区舞鶴３丁目７番13号大禅ビル504号
相続財産管理人　司法書士　鶴田　美里
福岡家庭裁判所

平成２８年（家）第９０４８号
北九州市戸畑区千防１丁目１番１号
申立人　北九州市戸畑福祉事務所長　遠山　義則
本籍秋田県大仙市協和荒川362番地、最後の住所北九州市戸畑区千防３丁目５番19号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日平成21年５月13日、出生の場所徳島県麻植郡東山村、出生年月日大正12年２月25日、職業無職
被相続人　亡　石倉　壽明
事務所北九州市小倉北区大手町11番３号大手町アイビースクエア２階　弁護士法人大手町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中野　昌治
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２８年（家）第９１８０号
福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
申立人　九州電力株式会社
本籍北九州市小倉南区大字頂吉1454番地、最後の住所北九州市小倉北区片野１丁目16番11―803号、死亡の場所北九州市小倉南区、死亡年月日平成27年７月12日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和15年２月11日、職業不明
被相続人　亡　木村　晴輝
事務所北九州市小倉北区田町６番29号２階たまち司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　小原　章嗣
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２８年（家）第９１８６号
北九州市小倉北区南丘１丁目７番24号
申立人　社会福祉法人南風会
本籍東京都中野区中央４丁目80番地、最後の住所北九州市小倉北区南丘１丁目７番24号（ヘルシーハイム）、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日平成28年７月５日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和６年１月１日、職業無職
被相続人　亡　野本　俊子
事務所北九州市八幡西区黒崎３丁目１番７号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．４階　黒崎合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　溝口　史子
福岡家庭裁判所小倉支部